

社会保障・税一体改革について 年金を中心に

慶応義塾大学
駒村康平

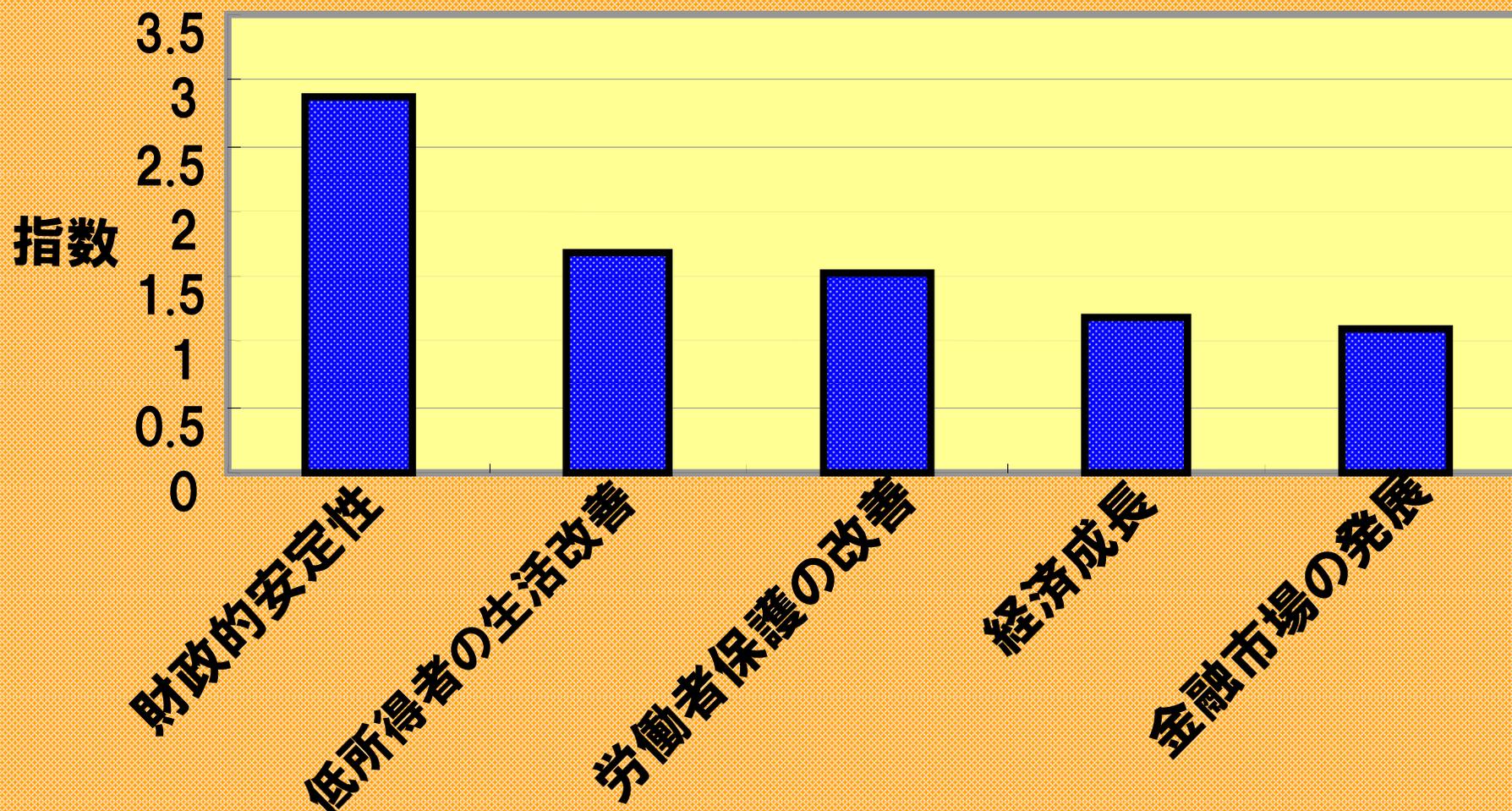
年金制度の3つの評価ポイント

- 1) **制度の持続可能性** (特に財政的、経済的、政治的) → 高齢化のインパクト吸収
- 2) 社会状況変化への対応能力 (就業構造、労働市場の変化の対応力) → 雇用の流動化や生活の多様化 (**より広くカバーする**)
- 3) **適当な給付水準**の確保 → 税財源と保険財源の組み合わせ
→ これは先進国共通課題 (図)

参考図1：諸外国の年金改革の目標

Chlon-Dominczak,A.and Marek,M.(2003)Commitment and Consensus in Pension Reform.in “Pension Reform, in Europe: Process and Progress”, (ed. by Holzmann,R., Mitchell.O and Rutkowski,M), World Bank Publications.

何を改革の目標にしたか(各国専門家の回答)



年金制度改革について

- 1) 病状の診断を行ってから、治療方針を決めるべき (参考論文1:「まず与野党協議から」(改革者2010年11月))
- 2) 現行制度の軽微な補修(低所得者への年金上乘せ、国民年金の維持)では不十分
- 3) 過去・現在・未来の整合性: 現行制度からの移行を考えると選択肢は限られ、収斂する。(安易な抜本改革論は空虚で無責任)
- 4) 改革を放置すると、今後、有権者の高齢化により、政治的な負荷は上昇する。時間がない。

公的年金を巡る4つの神話

- 神話1：現行制度は、空洞化が進んでいるので年金財政は破綻する。(破綻している)
- →国民年金1号の保険料収入は1.7兆円(厚生年金保険料収入は22兆円程度H21年)。**財政への影響は軽微**
- 基礎年金(20兆円給付)は厚生年金(16%の厚生年金の保険料のうち4%が基礎年金のための保険料率)、共済年金(職域年金部分を除く保険料の14%のうち3%が基礎年金のための保険料率)、で支えている。
- 空洞化の主因は、**非正規労働者の増加**
- 空洞化のもたらす問題は、低所得高齢者の増加、高齢の**生活保護受給者の増加**

- 神話2: 高齢化によって年金財政を支えきれない
- →一定の経済成長(女性の就業率、高齢者の就業率の上昇を前提)・デフレ経済からの脱却すると、マクロ経済スライドで実質年金水準カットが行われるので、年金給付額はGDP比で2010年9%が2050-70年11%のピークとなる。
- →しかし、2019年までに厚生年金は1割、2038年までに基礎年金の水準は3割低下する。
- 基礎年金水準の実質大幅低下をどうするか？

- 神話3: 高齢化社会では、積立方式(民営化)にすれば対応できる。
- →積立方式にすれば、ただちに持続可能な年金になるわけではない。
- 積立方式によって経済成長が加速することが前提である。成長がなければ、積立方式でも、実質的な価値のある年金は給付できない。
- 成長があれば、賦課方式の年金でも持続可能である。(成長の要因は様々ある)
- 賦課方式から積立方式の移行は困難
- 積立方式独自の課題もある(金融市場変動に脆弱)

- 神話4: 自営業に所得比例年金は非常識
- →事実: 先進国の自営業者向けの年金はほとんど所得比例(事業収入から必要経費を控除)保険料方式で、労使分を負担。(表1参照)
- 問題
- 厚生年金と一元化して、さらに最低保障年金と組み合わせた時に、所得捕捉の問題から不公平感が発生する。
- 事業主負担分について、自営業(全体としては中小企業も考慮)の経営に与える影響をどのように、産業・経済政策として考慮するか？

表1自営業者の年金保険料率規定

(単位:%、現地通貨)

国名	被用者		自営業者	
	合計	被用者本人分	合計	自営業者本人分
オーストリア	22.8	10.25	22.8	17.5(農業:15)
ベルギー(a)	37.94(16.36b)	13.07(7.5b)	19.65か14.16c	19.65か14.16
カナダ	9.9	4.95	9.9	9.9
チェコ	28	6.5	28	28
デンマーク	16+DKK2682	6+DKK894	1+DKK894	1+DKK894
フィンランド	21.4d	4.6	21.4	21.4(農業:10.5)
フランス	23.95	9.65	23.05	23.05
ドイツ	19.5	9.75	19.5	19.5
ギリシャ	20	6.67	20	20
ハンガリー	26.5	8.5	26.5	26.5
アイスランド	15.64	4	15.64	15.64
イタリア	32.7	8.89	19	19
日本	13.58	6.79	¥13,300/月	¥13,300/月
韓国	9	4.5	9	9
ルクセンブルク	24	8	24	16
メキシコ	6.275	1.75	0	0
オランダ	28.05	19.15	27.95	27.95
スロバキア	26	7	26	26
スウェーデン	18.91	7	18.91	18.91
スイス	9.8+14-36f	4.9+7-18	9.2	9.2
英国	年金保険料のみの抽出不能			
米国	12.4	6.2	12.4	12.4
平均*	20.3	7.6	18.8	18.2

・出典: Choi, Jongkyun (2009) "Pension Schemes For the Self-Employed in OECD Countries" OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No,84

税財源による高齢者向け最低所得保障

ラベルの問題：年金ラベルで「**最低保障年金**」。社会手当・福祉給付ラベルで「**最低保障手当**」。税財源をどうつかうか？

類型(給付調整型)別比較

①最低保障給付型：低年金に加算給付(**年金テスト**)

→課題：年金一元化が達成されず、現行分立方式のままだと、主に自営業者OBが受給。

②高額年金抑制型・クローバック方式：高額年金受給者には税財源給付は支給せず。

→課題：年金一元化が達成されず、現行分立方式のままだと、厚生年金OBのみカットになる。

→共有課題：所得比例年金一元化が未完成のままでの導入だと、いずれにしても不公平が発生。

→一元化前提としない場合は、何らかの**資産テスト(資力調査)**が必要

所得比例年金と最低所得保障の組み合わせ

- 給付時補助方式と拠出時補助（保険料補助）方式の2つの考え方があある。
- ①給付時補助：平均標準報酬額（年金額）が一定以上の人には最低保障給付を出さない。
- ②拠出時補助：低所得で所得比例年金保険料（ゼロ保険料含む）に対して、税財源で保険料補助を行い、最低保障年金を保証する（共通番号や歳入庁により、免除や未納は存在しない）。

- **最終到着のイメージ(具体案)**
- **1. 社会経済生産性本部案(2005)、全労済研究会案(2009)**
- **新型厚生年金と最低所得保障の組み合わせ**
- **資料2: 駒村編[2009]「年金を選択する」慶応義塾大学出版会**
- **2. 民主党案との相違**
- **資料3: 駒村[2008]「理念は正しいが議論点も多い」改革者**
- **3. 障害年金水準の充実も不可欠**

指向性のある年金制度改革

1) 働き方に対して「中立」で影響を与えない一元化された年金制度を2段階改革で目指す(大型リフォーム方式)

第1段階: 民間正社員・公務員・非正社員・低所得者(免除)を含んだ新厚生年金(9割一元化)

第2段階: 番号・歳入庁が完成した上で、自営業者を含んだ一元化

2) 高齢者向け最低所得保障制度の確立: 1) 2段階目とセットで行う。基礎年金の全額税方式化ではなく、最低保障年金化(税財源)を目指す。2) 税財源の最低所得保障は世帯単位(一人7万円でも夫婦14万円ではない)

3) 少子高齢化のコストを給付抑制・支給年齢引き上げで、広く薄く吸収しつつ、抑制分を私的年金の拡充で補う。

関連課題

1: 社会保障・年金改革の進め方: 与野党議員からなる法律に基づく常設の**社会保障諮問会議**

1) 現世代国民各層のなかでの利害調整

2) 将来世代の利害をどのように考慮するか

2: **グローバル経済の下での社会保障**

- セーフティネット・トランポリンの拡充が前提: それがないと、グローバル化への抵抗・不安が高まる。

3: 年金改革は、年金制度「のみ」改革では限界(成長戦略(教育・雇用)、社会保障全体改革)

日本社会の3つの「大断層」の克服

1) セーフティネットの薄さ(失業者の2割しか受給していない雇用保険・スプリングボード機能の欠如): 景気刺激策(公共事業)への圧力

2) 正規非正規の処遇格差: 社会保険の空洞化、格差・貧困問題

3) 自営業の所得捕捉: 社会保険制度分立

- 参考: アメリカの大断層(サブプライムショックの原因): IT化・グローバル化が進む中で、「すべての人に質の高い教育を受ける機会が与えられていないことから所得格差が拡大し、それが住宅ローン拡大の政治的圧力となった。その圧力は金融セクターのローンを歪める断層線を作り出した。」(ラグラム・ラジャン「フォールト・ラインズ」p50、新潮社)

まずは与野党協議から

— 混迷する年金改革の進め方 —

駒村 康平

●慶應義塾大学経済学部教授

日本の年金改革議論はガラパゴス化している。重要なのは与野党協議の場作りだ。そこで現行制度の問題点を共有化することからはじめなければならぬ。その上で理想の年金像をめざし、現行制度の大型リフォームを着実に進める必要がある。

新装オープン

例え話からはじめよう。新しい「レストラン」が開店しようとしている。「前のオーナー」が経営していた店は、ドイツ風料理で店名「ビスマルク」と名乗っていたが、評判が悪く閉店することになった。つまみ食いや釣り銭をくすねるレジ担当、料理の注文をたびたび間違える配膳、注文担当の「店員」がいた。「新しいオーナー」は、店をそのまま引き継いだ。いわゆる居抜きである。調理器具もそ

のままである。「コック」の陣容も変わらない。さすがに質の「悪い店員」は解雇した。新しいオーナーはスウェーデン料理をだし、店名「ノルディック」で開店したいと考えている。

ただ、これまで「常連客」との約束があるので、しばらくの間は約束通りドイツ風料理を出す必要がある。新規オープンでは「料金体系」も変更する。前の店は、長い間、お任せ料理・後払い・時価方式だったが、それではいくらにならなからぬという客の不満を受けて、閉店間際の二〇〇四年に後払い・定価方式にした。新しい

店では先払い・定価方式にし、明朗会計を売りにする。ただ、店の開店にあたって条件が課せられている。前のオーナーを含めた「試食会」で、合格がでないか、「一般客」に料理は出せないことになっている。厨房も問題を抱えている。コックにとっては、新しいオーナーの要望の通りレシピをつくることはさほど難しくはない。ただし、オーナーの「要望」を明確にしてもらう必要がある。栄養面や食材の相性もある。客の好みもある。さらに、オーナーが想定している料金では、明らかに「食材」が不足する。注文通りの分量の料理が用意

できないだけではなく、別の料理に変更しなければならなくなるかもしれない。分量を補うためには追加料金を必要とする。「オプション料理」も考える必要がある。より困っているのは、新しい料理に必要な「新しい調理機器」がない点である。いろいろ課題もあるが、最も深刻なのは「試食会」の開催そのものが危うい。というのも前のオーナーが「試食会」への参加を渋っているからであり、さらに試食会に参加しても、これはまずい、と宣伝されても困る。これでは、予定通りの平成二十五年の新装開店には間に合わない。

この例え話の「」を次のように入れ替えると年金制度の話になる。レストラン＝年金制度、前のオーナー＝自公政権、店員＝社会保障庁、新しいオーナー＝民主党政権、コック＝厚生労働省年金局、常連客＝年金受給者、価格体系＝保険料、一般客＝国民、レシピ＝新年金法案、要望＝民主党マニフェスト、試食会＝与野党協議、食材＝保険料を支払う労働者や経済成長、オプション料理＝私的年金、新しい調理機器＝歳入庁と税・社会保障共通番号。このレストランの新装オープンの悩みが年金改革の状況である。

年金改革をどのよつに進めるか—スウェーデンの経験

上記の例え話のうち、オーナーの要望＝民主党マニフェストによる年金改革をより細かく解説したものは、昨年九月の本誌です。すでに論考を公にしている（拙著『理念は正しいが議論点も多い』）のでそちらを見てもらいたい。今回は年金改革の進め方に焦点をあてよう。他の国では年金改革はどのように

すすめたのだろうか。

第二次世界大戦に巻き込まれた多くの国では、平和の訪れとともにようやく家族を持てるようになり、戦後、まもなくの期間、集中的に出生数が上昇した。いわゆるベビーブームである。そして、この子ども達が二〇一〇年前後には一斉に年金受給者になる。戦後、年金を充実していった福祉国家にとって、この負担が膨大になることがわかってきた。そのため、各国ともに、ベビーブーマーが本格的に年金受給する前に年金額を引き下げておく必要が出てきた。しかし、政権与党にとっては、年金の引き下げは政治的には大きなリスクを伴う。選挙で年金を引き下げた政府・政党という非難をいかに回避するか「非難回避」が重要になる。

年金の引き下げ方法は、支給開始年齢の引き上げ、年金計算式の変更（例えば、満期の年金に必要な加入期間をより長くする）、物価上昇や賃金上昇を年金額にどのようにならさせるかというスライド方式の変更（例えば、物価が上昇しても年金は据え置く）などの方法

がある。わかりやすいほど政治的な反発が強まるので、各国とも様々なわかりにくい手法を開発していき、いわゆる「不透明化戦略」と呼ばれる手法である。しかし、不透明化戦略によって、年金制度が複雑になり、かえって年金への不安を高めた。そして、政治が大きな改革の責任を回避するために、改革が遅れ、年金の引き下げをいやがる高齢有権者の増加、すなわち政治の高齢化が進み、年金改革はますます難しくなっていく。

こうしたなか、抜本改革を行って注目された国がある。民主党が手本にした一九九九年のスウェーデンである。スウェーデンの年金改革は、概念上の拠出建て年金（＝個人勘定、賦課方式のままで支払った保険料に応じて年金額が決まる方式でNDICと呼ばれる）、最低保証年金の導入、経済変動が発生した場合にすべての世代でそのコストを自動的に吸収し、年金財政を安定化させる自動調整メカニズムの導入、完全積立方式の上乗せ個人年金の導入などが注目されるが、より重要なのは年金改革の政治的なプロセスである。

改革は、九一年の社会民主党が一九三〇年代以来維持してきた政権を失い、保守党を中心とした連立政権が発足するという歴史的な政権交代直後からスタートした。与野党七党の議員によって構成された年金改革ワーキンググループの進め方は伝統的なスウェーデンの政府委員会のそれとかなり違うものとなった。通常は、スウェーデンでは委員会が公開され、労働組合などの利害関係者の代表を参加させる。しかし、このワーキンググループは、利害関係者は参加させず、各党から選ばれたメンバーは、党の上位の幹部で大きな権限を委任されていた。そして、会合では、何らかの合意を必ずし、確定した合意事項は一方的に破棄しないとし、議事も非公開で、合意後に議事録や資料を公開するという手法をとった。その背景には、年金制度は長期に安定した仕組みにする必要があるが、短期的な利害調整や年金改革の議論を政治的なパフォーマンスに使われるべきではないという共通認識があった。この進め方については、最大の労働組合LÖ（スウェーデン労働総同盟）は沈黙

こまむら・こうへい

1964年生まれ。駿河台大学経済学部助教授、東洋大学経済学部助教授、教授を経て2007年4月より現職。著書に『労働経済学の新展開』（共著、2009年慶應義塾大学出版会）、「年金を選択する」（2009年慶應義塾大学出版会）、「希望の社会保障改革」（共著、2009年旬報社）、「大貧困社会」（2009年角川SSC）など多数。

者世帯の中で生活保護を受けている世帯の割合は、長期的には年金の成熟化とともに低下傾向にあったが、九〇年代後半を境にこの傾向に変化がおき、逆に現在では上昇してきている。今後、高齢者数の増加も考慮すれば、貧困高齢者および高齢者生活保護被保護世帯数は一層増加し続ける可能性が高い。

さらに、今後は、より深刻な状態が予測される。それは世帯類型の変化である。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、一九八五年には二〇％だった単身世帯は、二〇〇五年で約三三％となり、二〇三〇年には約三七％まで増加し、単身世帯がもっとも多い世帯類型になる。単身世帯になるかどうかは、未婚・死別・離別・有配偶と

り替え期に、若い世代が高齢者に年金を支払いながら自分の老後の準備をしなければならなくなるという二重の負担を克服できないため、初期に選択肢から消滅することになった。全額税方式の基礎年金も財政支出がかかるので、低年金受給者に集中する最低保証年金に切り替わった。次に、年金の計算方式、経済変動への対応方法、企業負担、上乗せの個人年金を巡る激論が交わされ、ようやく一九九四年二月に最終報告書が公表され、年金改革案の全貌が明らかになった。

この報告書はただちに年金受給者団体、経営者団体、ブルーカーラーやホワイトカラーの労働組合などから批判された。LO内でも、給付水準が不利になる、企業への妥協が大きすぎる、など、最終報告案への批判が高まった。最大野党の社会民主党内で最終報告書の改革案を巡り激しい対立が発生し、年金改革の成立が危ぶまれた。一方、五党にとって、最終報告書案が春までに国会を通過する必要がある。次の総選挙は一九九四年九月に予定されており、五党は年金改革の非難を分かち合い、そして

は五％程度である。国民年金1号被保険者の空洞化によって年金財政が破綻するわけではない。もちろん財政的な影響はある。未納者などの存在により、納付者の保険料は一五％ポイントほど上昇している。一層重要なのは未納により、将来の低年金者、無年金者が増加する点である。

国民年金1号の未納者は九〇年代半ばから急増した。なぜ九〇年代に未納者が増えたのであろうか。旧社会保険庁がいい加減だったとか、年金不信などの理由をあげる見方もあるが、実はあまり根拠はない。決定的な理由はほかにある。未納者の増加の決定的な原因は、九〇年代半ばからの企業が進めた正規労働者の減少と非正規労働者の増加にある。実は、国民年金1号被保険者の未納者が増えたように、国民健康保険の未納化も進み、未納率が二〇％に達している。国民年金の空洞化と国民健康保険の未納率の上昇は共通要因がある。それは非正規労働者の増加である。正規労働者は厚生年金（国民年金2号被保険者）や健康保険に加入し、保険料は給与から天引きされ

したが、左右二党（左翼党と新民主党）は、性急すぎるあるいは反民主的であると反対し離脱し、最終的には他五党がワーキンググループに留まった。

改革以前のスウェーデンの年金制度は、年金計算対象期間三〇年のうちもっとも高い一五年間の賃金に基づいて年金が計算される（「三〇年分の一五年ルール」）ことになっていた。このため、給付と負担の関係が明確ではなく、賃金が生涯のなかで変化する場合、ポワイトカラーにとっては有利であるが、あまり賃金が増えないブルーカーラーにとっては不利であり、この方式では、経済の変動や高齢化にたいして財政が脆弱であることが問題になった。ワーキンググループの一九九二年の報告で、現行制度の問題点の共有化が行われ、この「三〇分の一五年ルール」の解消が合意され、その後具体的な改革を検討する段階に入った。

スウェーデンの年金も他の先進国同様に世代送り方式＝賦課方式であるが、高齢化には不安定と指摘されたため、全面的な積立方式への切り替えも検討されたが、これは切

て早く年金改革を実現し、九月の選挙の争点から年金改革を外そうとした。そのため、春には年金改革が成立しておき、必要があった。結局、六月に議会が了承し、きわどいタイミングで年金改革の基本部分の成立した。

一九九四年九月の選挙は、社会民主党が政権を取り戻し、さらなる細部の調整に入ったが、LOの反発や社会民主党の内紛が続いた。社会民主党執行部はそうした圧力に耐え、九八年九月の選挙にも勝ち、九九年に改革を完成させた。

現行制度の何が問題なのか？

(1) 何が問題か

以上見たように、まず重要なのが野党協議の場作り、そして協議のルール作りである。そして、改革案の検討に入る前に、まず、現行制度の何が問題なのかという課題の共有である。日本では現行制度の課題については、さまざまに論者、団体がいろいろなことを指摘しているが、かならずしもポイントが整理・共有化されていない。

議論が局所的であったり、誘導的であったりする。

先に述べたように九〇年代以降、多くの先進諸国においても、年金改革行われたが、そこで共通の課題になったのは次の三つ点である。すなわち、①年金制度の財政的、政治的、経済的持続可能性の維持、②低所得の高齢者の保護、③雇用形態を問わず広く労働者をカバーすることであり、日本においても課題は同様である。

①の財政の持続可能性については、先進国の年金同様に日本の年金制度も賦課方式という世代間送り方式であり、人口高齢化は年金財政の持続可能性を損なう。少子化高齢化・人口減少が諸外国よりもはるかに深刻な日本にとっては、もっとも優先順位の高い問題である。

②の低所得高齢者への所得保障の拡充であるが、高齢化にともない低年金、無年金の高齢者数が増加し、その一部が生活保護制度に流入しつつある。生活保護制度の被保護世帯の五割近くが高齢者世帯になっており、その多くが無年金か極めて年金額が少ない。高齢

国民的議論、からなる七つの基本的な考え方を提示した。①は職業にかかわらずすべてに国民が同じ年金に加入すること、②は税を財源にした最低保障部分を持つこと、③は給付と負担がわかりやすく対応すること、④は制度が高齢化を乗り越え今後も持続すること、⑤消えた年金といった問題の再発を防止すること、⑥は未納を防止し、確実に保険料を徴収する仕組みを作ること、⑦と野党協議、国民を巻き込んだ議論を進めることなどである。①から④は年金制度の給付設計や財政、⑤、⑥は運営組織について、⑦は進め方に言及したものと整理できる。

この七つの基本原則は、おおむね当然のことであるが、民主党のマニフェストよりも抽象的であり、わかりにくくなったという批判もある。しかし、その批判は間違いである。むしろ、与野党協議に向けてハードルを下げたと評価すべきである。さらに言うと、与野党協議が始まれば、政府・民主党はこの七原則の議論にすら固執すべきではなく、①で述べたように現行制度の何が問題なのか、問題意識の

共有から議論をスタートすべきである。

ガラパゴス化する日本の年金改革の議論

日本の年金改革を見ると、基礎年金の全額税方式化や厚生年金の完全民営化など、およそ他の先進国では議論にならないような実現性のない議論が横行している。世界の潮流から完全に取り残され、年金改革議論が「ガラパゴス化」している。

先進国の年金改革の大きな流れを紹介しよう。年金の仕組みには、ビスマルクタイプ、ベヴァレッジタイプ、そしてスウェーデン、フィンランド、ノルウェーが採用しているノルディックタイプがある。ビスマルクタイプは、職業別の所得比例年金の仕組みであり、ドイツ、イタリア、フランス、米国そして日本などの国が採用している。

ベヴァレッジタイプの基本は税方式の基礎年金のみの仕組みの国であり、ニュージーランドやアイルランドであるが、バリエーションとして「小さな」所得比例年金や私的

年金を上乗せしているタイプもあり、英国、デンマーク、カナダがこれである。スウェーデン、フィンランド、ノルウェーといった国は、かつてはビスマルク型とベヴァレッジ型の折衷型のような性格であったが、現在では、職業別の所得比例年金を「一つの制度へ集約（一元化）」を進め、低年金受給者に限定した最低保証年金を導入し、新タイプⅡノルディックタイプを確立しつつある。一方、ビスマルクタイプにも変化が生まれている。高齢化が進むなかで所得比例年金の給付を引き上げる必要が出てきており、それを補うための私的年金の導入が進められている。加えて低所得高齢者に対して、高齢者向け社会扶助（生活保護に相当）を用意し、低所得者保護を強化している。

このように、かつて様々な年金タイプがあったが、九〇年代以降の各国の改革によって所得比例年金と最低所得保障部分に私的年金が乗るという形に収斂しつつあり、民主党のマニフェスト案はこれに近いものである。

先に述べた日本の年金制度の三

つの課題を克服すること、①寿命の長期化と少子化にあわせて、給付水準を抑制する、②高齢者向け最低所得保障制度を導入する、③厚生年金を非正規労働者に適用する、これらの改革を行うと現行制度は民主党案Ⅱ世界標準モデルに接近することになる。問題は改革のプロセスをどうするか。現行年金制度の廃止と新年金制度の導入という「完全建て替え方式」か、現行年金制度の問題点の解決を行う「連続大型リフォーム方式」か。

スウェーデンのような小国ではともかく、人口一億人規模の国での年金抜本改革（Ⅱ全面建て替え方式）はこれまで例がない。立て替え方式をとると世界最大級の改革になり、政治的な負荷や制度切り替えのコストが大きすぎる。そもそも一元化された所得比例年金の保険料を徴収するのに必要不可欠な歳入庁すらない。政治家がぐずぐずしていると、有権者の高齢化が進み改革そのものができなくなる。年金の崩壊を待つしかなくなる。理想型に向けた着実な大型リフォームの連続こそが現実的な年金改革への道筋であろう。

駒村康平^{編著}

年金を選択する

参加インセンティブから考える

慶應義塾大学出版会

第7章 年金制度改革モデル

以上の1から6章の議論をふまえ、ここでは、A案、B案の2つの改革試案を選択肢として提案することとする。

A案は所得比例年金と最低保障年金の組み合わせモデル、B案は75歳以上に対する最低保障年金導入モデルである。

1 所得比例年金と最低保障年金の組み合わせモデル（A案）

基本的には所得比例年金への年金制度一本化を進める。所得比例年金のもとでは、負担と給付は完全に対応し、わかりやすさを最優先し、年金保険による所得垂直的再分配を行わない。

所得比例年金は、①現在の厚生年金制度の適用を拡大し、正社員のみならず、非正社員、自営業者、無業者、学生も含めて、原則15歳以上のすべての国民を対象に、②所得比例で保険料を徴収し、③現役時代の平均所得と加入期間に応じて保険給付を行うという、ものである。現在の国民年金・基礎年金は廃止する。この仕組みを新型厚生年金とする。

また、所得比例型の新型厚生年金額が一定以下の高齢者については、税を財源にした最低保障年金を保障することになる。

1.1 所得比例年金（新型厚生年金）について

15～65歳までのすべての国民を対象に、各自の所得に比例した保険料（19%）を徴収する。形式的な雇用形態にかかわらず、企業に雇用されてい

る人や実質的に企業に従属して働いている人は、企業と労働者で保険料を折半する。典型的な自営業者は本人が全額支払うことになる。無職・学生など、所得がないものは、ゼロ保険料を支払う。

給付は原則65歳から開始し、給付額は現役時代の平均所得(過去の所得は、経済成長や賃金上昇率などにリンクし現在の価値に変換する)×1%×保険料を支払った年数とする。

1年働くとその所得の1%が年金額に戻ってくる。仮に40年加入すると、自分自身の平均の所得の40%が年金になるというシンプルな仕組みとする¹⁾。また、原則、全員が強制徴収になるため、未納は解消され、免除という制度はなくなる²⁾。

年金額の計算式は下記ようになる。

所得比例年金(保険方式)の年金額=1)調整された賃金上昇率での再評価後の平均賃金×1%×加入年数×2)出生年別寿命調整係数×3)繰り上げ・繰り下げ減額増額率

1)から3)は以下のように定義される。

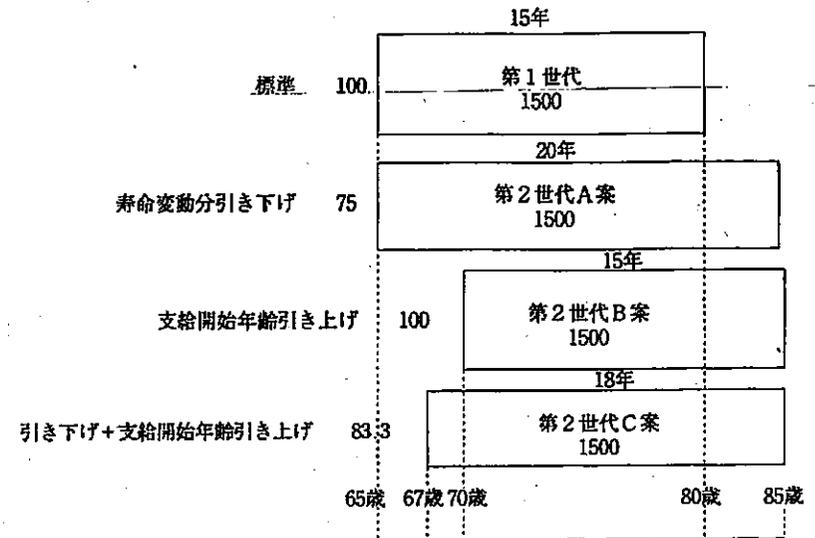
- 1) 調整された賃金上昇率=賃金上昇率-労働人口減少率
- 2) 出生年別寿命調整係数=(当該世代の65歳時点での平均寿命予測-65)/(基準世代の65歳時点での寿命予測-65)
- 3) 繰り上げ・繰り下げ減額増額率=F(65歳時点の寿命-65歳、予想名目経済成長率、政策変数)

1)は、年金財政における高齢化にともなう扶養率の上昇のうち、少子化分により財政負担の要素を抑える方法である。支え手である労働人口減少分だけ、年金額を抑制し、広く薄く高齢化の負担を分散する方法である。現行制度のマクロ経済スライドの一部に類似したものである。

1) 現行制度では、給付水準は平均賃金の59%程度とされているが、この数字は、「個々の加入者が65歳になったときにもらえる専業主婦分も加えた世帯合計年金額が、その時に実際に働いている現役の男子正規労働者の手取りの平均賃金の59%になる」という意味で、個々の加入者の「自分自身の現役時代の賃金」の59%がもらえるということではない。

2) 未納の場合は、脱税と同様の処罰の対象になる。

図7-1



出典：筆者作成。

2)は、寿命の伸長により年金財政負担の上昇を抑える方法である。長寿化による支給期間の長期化は、長生き保険という年金保険にとってみれば、リスクの上昇である。保険料を固定する以上、リスクの上昇を保険料で吸収できないため、給付で吸収するしかない。長寿化は、若い世代にとっては、年金受給期間の長期化を意味する。図7-1で示すように標準となる第1世代が15年年金を受け取った場合、次の第2世代で寿命が25%伸びている場合、1年あたりの年金額同等であれば、若い世代ほど生涯で受け取る年金は増加する。そのため、寿命の伸び分だけ1年あたりの年金を引き下げるか、寿命の伸び分だけ支給開始年齢を引き下げるか、その組み合わせである³⁾。

3)は、何歳から年金をもらっても個々人にとっての生涯期待年金額が

3) もちろん年金支給開始年齢が遅れ、その分就労期間が延長になると、その期間分の年金給付は増加する。

変わらないことを明確にし、公的年金を一種の金融資産のようにわかりやすくさせる機能を持っている。また、自身の生涯年金期待額がわかることにより、高齢者の就業行動に影響を与えることも期待できる。早く年金を受給する場合は、平均寿命と金利から割り出された繰り上げ受給減額率によって1年あたりの年金額は減額され、遅く受給開始するためには、増額される。この減額・増額率は本来、数理中立的に設定される必要があるが、1) 減額増額における逆選択の発生、2) 支給開始年齢引き上げ政策に連携する高齢者市場政策の整備状況に応じて政策的に調整される部分も残す必要はあろう。なお、支給開始年齢が引き上げられても、就労期間が長期化すれば、年金の減少幅も抑制されることになる。

1.2 最低保障年金について

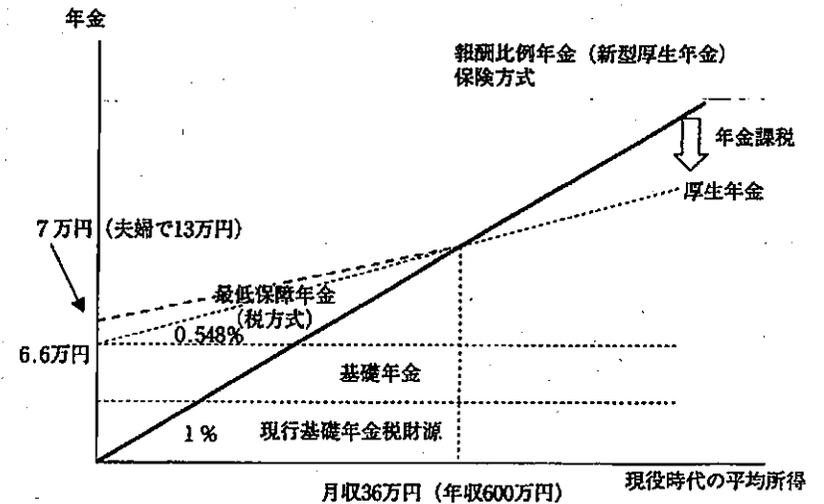
新型厚生年金から受け取る年金額が一定水準を下回った場合、税を財源とした最低保障年金を受給できる。受給額は、新型厚生年金に比例して減額され、最低7万円が保障される。図7-2はそのモデルケースを示している。新型厚生年金に40年間加入、現役時代の平均月収36万円（年収ベースで約600万円）の人がもらえる新型厚生年金（年額）は、 $600万円 \times 1\% \times 40 = 240万円$ で、月額で20万円となる。これより年金額の低い人は、新型所得比例年金に応じて最低保障年金がもらえる。そして、最低保障年金は、個人で月額7万円、夫婦世帯では月額13万円というように、世帯規模で調整される。この金額は地域別に異なり生活保護制度の給付額の水準とそえる。

1.3 自営業の所得捕捉に関わる問題⁴⁾

所得比例年金を導入し、低所得比例年金受給者に最低保障年金を給付する場合、所得捕捉が不正確だと、自営業の中には、ゼロ所得比例保険料

4) 労働者類似の擬似的な自営業者については、事業利益はほとんどなく、労務に対する報酬であると見なして、委託代金や請負代金を賃金と見なして発注もとから企業負担をとる方法もある。

図7-2



説明：青字が新型厚生年金、緑字が現行制度、赤字が税を財源とする最低保障年金。高額の新型厚生年金の受給者は、年金課税の対象になり、その税収入は最低保障年金の財源の一部になる。

また、緑の点線は現行制度（単身）である。

出典：著者作成。

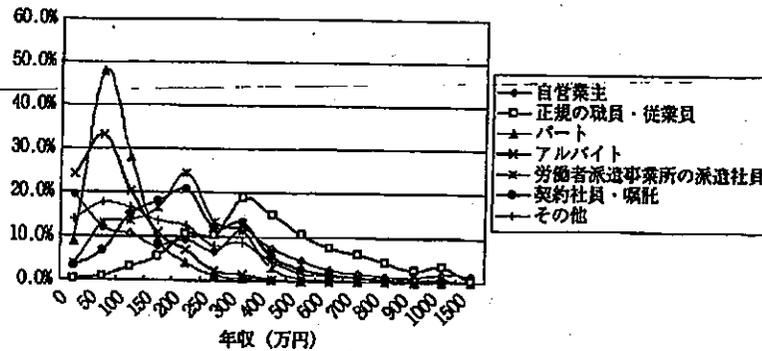
とし、最低保障年金を全額受給するというフリーライド行動が発生する可能性がある。この点が、所得比例年金の最大の障害とされている。

図7-3でみるように確かに職業別に所得分布は大きく異なり、これを一本の所得比例制度に統合するのは困難に見える。

しかし、まず自営業者以外を1つのグループに集計すると図7-4になる。所得ゼロ近辺を別にすると、自営業者とそれ以外の所得分布は重なっており、ほぼ一体の集団として扱うことの障害は低い。最大の課題が典型自営業者のうち20%程度存在する所得ゼロの集団である。他の集団は5%程度であるため、可能性としては15%程度が上記のモラルハザードを引き起こす可能性を持っている。現在の自営業者の数から考えるとこのグループが国民全体に占める割合はごくわずかであり、それほど深刻な所得比例一本化の障害になるとは考えられない。

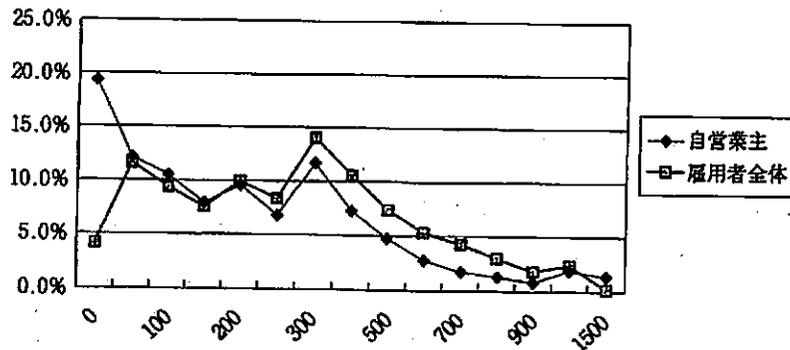
その上で、過小な所得申告をして、負担を逃れることができないように、

図7-3 職業別所得分布



出典・資料：就業構造基本統計調査（2002）より作成。

図7-4



出典・資料：就業構造基本統計調査（2002）より作成。

2つの対応方法が考えられる。1つは、保険料を所得税と一括徴収するなどの工夫を行い、年金加入期間中で過小申告を一度でも行えば、脱税としてきびしく処分し、最低保障年金を受け取る資格を失うような仕組みにする。あるいは、店主等所得の曖昧な典型的な自営業者は、所得比例年金の強制的な加入者とはせず、同時に最低保障年金の対象者ともせず、高齢期に生活が困難になった場合は、厳しい資産調査を行い生活保護で救済する、といった工夫は必要である。

1.4 専業主婦の扱い

所得比例年金と最低保障年金を組み合わせる場合、専業主婦の扱いをどうするか留意する必要がある。個人単位で所得比例年金を給付する場合、専業主婦は所得比例年金はゼロとなり、最低保障年金を満額受給できるケースも発生する。こうした事態を避けるために、所得比例年金は、夫婦間で年金分割を行い、年金分割された所得比例年金が、一定以下であれば、最低保障年金を部分受給できるような仕組みにすべきである。

(駒村康平)

理念は正しいが議論点も多い

民主党が示した年金制度改革とその課題

八月三十日の衆議院総選挙の一つの重要な政策テーマは年金改革であった。与党案は現行制度の一部手直しであるが、民主党は大幅な制度改革を提示している。現行年金制度の問題点を整理し、あわせて民主党案の諸課題を検証する。

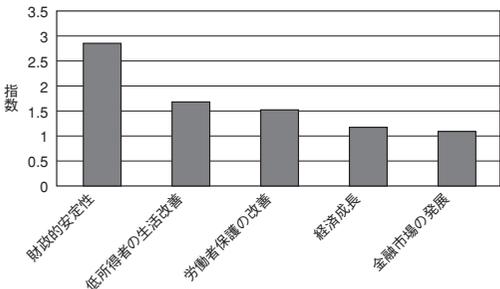
駒村 康平
慶應義塾大学経済学部教授

現行制度の課題

(1)何が問題か、諸外国の経緯
現行年金制度の問題点はさまざまな論者によって指摘されているが、それらはかならずしもポイントが整理・共有化されていない。多くの先進諸国においても、九〇年代に年金改革が行われ、そこで行われた改革には、いくつかの共通点がある。図1は、年金改革を行った国の専門家三〇人に対し、世界銀行が年金改革でどのような点を重視したかアンケートした結果

である。アンケートは重視した項目にウェイトを置く回答を求めているが、上位にきた項目は①年金財政の持続可能性の維持 ②低所得の高齢者の保護 ③なるべく広範に労働者をカバーすることが上位にきている。同様に、九〇年代以降の各国の制度改革の経緯を調べたISSA（国際社会保障協会）の報告書もほぼ同様の傾向をまとめている。ここで指摘されている項目は、日本にも当てはまる問題である。

図1 先進国の年金改革で重視した項目



出典：Chlon-Dominczak,A.and Marek,M. (2003) より作成

①の財政の持続可能性は、少子化が諸外国よりもはるかに深刻な日本にとっては、もつとも優先順位の高い問題である。

②の低所得高齢者への所得保障の拡充であるが、高齢化にともない低年金、無年金の高齢者数が増加し、その一部が生活保護制度に流入し、年金制度と生活保護制度がドミノ倒しになりつつある日本では緊急性の高い事項である。

③の公的年金の対象になる労働者を広げるといっても、正規労働者の減少と非正規労働者の増加によって、自主納付の国民年金加入者が増加し、それが結果的に未

納者増加につながっているため、日本にも重要なテーマである。このように①～③の項目は、日本にとっても年金改革の目標になる。(2)手段と目的が混合した基礎年金
税方式案や積立方式の議論
こうしたなか、様々な団体、新聞社が提示している年金改革は、目的と手段が混合したものが少なくない。例えば、未納率が上昇し、空洞化が進む国民年金・基礎年金の保険料を廃止し、消費税などで集める税方式案は、②低所得高齢者の所得保障という目的を忘れ、現行の基礎年金制度の維持だけを目的とした誤った改革案の典型例である。②低所得高齢者の所得保障を行うのであれば、「手段」で税方式は、あくまでも「手段」である。現行基礎年金を廃止し、低所得高齢者に限定して税を財源にした年金給付を行うという最低保障年金という手段もある。また公的年金を廃止、民営化し、積立方式に切り替えれば、「世代間の公平性」を確保できるという議論も間違っている。

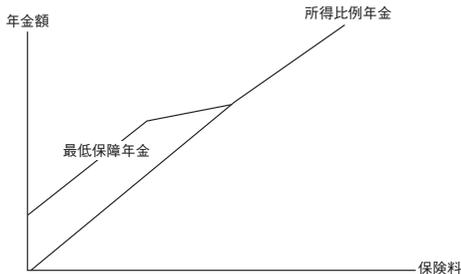
化が続き、経済成長が鈍化している限り、積立方式に切り替えても実質的に価値のある給付を行う年金制度を設計することはできない。また「世代間の公平性」の達成が年金改革の目的であるような見方もあるが、こうしたことを目的に、年金改革を行っていく国はない。「世代間の公平性」の確保は一つの目安であるが、すでに高齢化が著しく進んでいる日本では、これを完全に達成することはできない。

民主党の年金改革案の財政的検討

こうしたなか、民主党は現行制度とは異なる年金改革案を提示している。七月二十七日に民主党が発表したマニフェストはエッセンスしか記されていないが、民主党年金調査会が二〇〇九年六月二十五日に示した年金改革案には詳細な部分が明らかになっている。民主党案は、①信頼性の確保、②わかりやすく、公平、納得できる制度を目指し、所得比例年金と一人七万円の最低保障する最低保障年金の二本立てで新しい制度設計を提

示している。具体的には、全国民が所得比例年金に加入し、現役時代の保険料に応じて（すなわち保険料率×所得）、年金を受け取る。この所得比例年金が低い人は最低保障年金を受け取ることができ、その金額は、所得比例年金に応じて減額されるというものである。（図2）

図2 民主党の年金案



この民主党の改革案の理念自体は正しく、制度体系も理想に近いものと評価できるが、詳細な点については議論すべき点が多く残されて

いる。しかし、与党と野党では、情報量が差があり、ことから現時点で民主党案の欠点と非難すべきではない。ただ、本論で指摘する財政的な視点は、実際に民主党が政権を担い、制度詳細を設計することになれば、民主党は年金財政の現実の厳しさを認識するのではなか

い。例えば、所得比例年金は「保険料納付は収入に応じて一定の保険料を納付し、将来は納付した保険料に見合った年金を受給する」とし、保険料は一五％としているが、この所得比例年金の給付と負担の関係をどのように評価できるだろうか？ 保険料が一五％で保険料を拠出していき、「生涯に納めた保険料総額（運用等考慮）を、年金受給開始時点からの平均余命で除して計算」としている。この表現だと積立方式か賦課方式の概念上の拠出建て方式、いわゆるスウェーデン方式との区別ができない。しかし、賦課方式から積立方式の二重の負担に関する記述がないこと、二重の負担の解消が現実的ではないことから、民主党案は概念上の拠出建て方式Ⅱスウェーデン方式

図3 スウェーデンの旧年金制度から新年金制度への移行過程

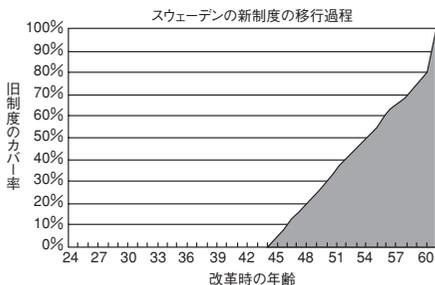
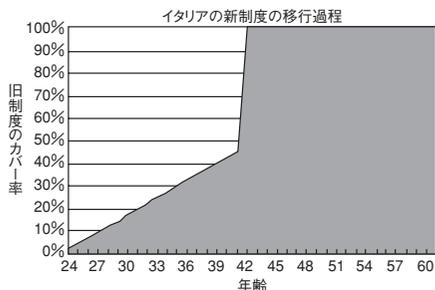


図4 イタリアの旧年金制度から新年金制度への移行過程



ただし、諸外国でも零細企業への配慮はある。たとえば、フィンランドは、本人負担分については企業規模で差をつけなが、企業負担分については企業の人件費総額に応じて保険料に差をつけ、中小・零細企業の負担軽減を行っている。こうした工夫も参考にしながら、中小・零細企業への適用拡大の工夫を行う必要がある。

(3) 移行過程

① 国民年金、厚生年金、共済年金の現在加入者の取

を全額受給するというフリーライドの可能性がある。就業構造基本調査によると自営業者のうち所得ゼロとしている割合が二〇〇程度存在し、ここが制度一本化のネックとなる。こうしたフリーライドを防ぐためには、徴税と社会保険料徴収の一体化（歳入庁構想）、納税番号制（税と社会保障の共通番号制度）、虚偽申告への厳しいペナルティーを行う必要がある。

所得捕捉の確保は、年金だけの問題ではなく、税や公的負担（例えば保育料）の公平性の確保のた

めには不可欠である。こうした工夫によっても負担の公平感を確保出来ない場合は、所得捕捉が難しい典型的な自営業者（例えば、商店主）などは、所得比例年金に適用せず別制度かあるいは高齢期に貧困になった場合は、資産制限を付けた最低保障年金（所得比例年金に付加する最低保障年金より条件が厳しい）の対象にするなど、現実的な対応も考える必要がある。

② 非適用事業所への適用拡大
厚生年金が中小・零細企業に適用される過程で、企業が事業主負

担分の保険料を負担できず、脱退あるいは標準報酬額の虚偽記載（いわゆる改ざんされた年金記録）が発生した。民主党の所得比例年金への一元化においても、現行厚生年金と同じ事業所適用拡大の問題が発生する。賦課方式の財政のもとで、企業規模や職業、就業形態によって年金制度を変えないことが理想的である。中小、零細企業の保険料の企業負担分については、本来は、産業政策で考慮すべきであり、年金制度で対応すべきではない。

り扱い
過去の拠出記録を完全に公平に給付につなげながら、新制度に移行するその期間は長期間かかる。民主党の資料にあるように、現在四〇歳の人には、旧制度で二〇年、新制度で二〇年分の給付となる。各国の年金改革では、少子化のコストを年金給付抑制で吸収するために、新制度の所得比例年金の給付水準が現行給付水準より抑制された。この点について、民主党案は明らかではない。

諸外国と同じ考えをとると、現行制度から新制度に移行する時間が長くなるほど、新制度の財政的安定性は損なわれる。図3はスウェーデンの年金改革の移行過程であるが、旧制度のカバー率を示す灰色の部分は四五歳でゼロになっている。スウェーデンは、移行速度を高めて、改革時点で四五歳の人は、旧制度分はゼロ、すべて新制度にしている。一方、図4のようにイタリアの年金改革では灰色の部分が多く、かつ不連続になっている。移行期間に時間をかけたため、財政の安定性を確保できな

を意識しているものと思われる。この方法は、財政構造は賦課方式のままで、過去に約束した給付建ての年金給付を保障しながら、個々の国民に対しては支払った拠出（保険料）と給付が個別対応する仕組み（個人勘定）である。この場合、運用金利の代わりとなる概念上の利回りをどのように設定するかが重要である（次第に完全な賦課方式に接近し、積立金の比重は小さくなるため、積立金の運用の利回りからの影響は非常に小さくなる）。現役時代の所得の一定割合を安定的に保障するという視点からは、スウェーデン同様に一人当たり名目賃金上昇率が概念上の利回りとなるであろう。

しかし、日本はスウェーデンと異なり出生率が低く、またすでに給付を約束した過去の負担分が大きくなり、利回りに回せる余力がスウェーデンよりかなり小さい。このため、旧制度から新制度への移行過程が長期化するほど、概念上の利回りに回せる財源は小さくなる。民主党案は一五％の保険料を固定すると明記していないものの、概念上の拠出建てとするならば、保

険料の固定となる。するとこの保険料では、最終的な所得比例年金額はかなり少額になってしまふことになる。このため、最低保障年金の対象者が急増し、最低保障年金のための税負担がかなり大きくなる。一五％の保険料固定は引き替えに最低保障年金のための財政支出、税負担と引き替え関係になる点を理解しておく必要がある。

民主党案を現実にするために検討すべき課題は大きく制度設計、所得捕捉、移行過程の三つに分けることができる。

(1) 制度設計
長期的な財政安定性の確保にむけて、具体的な制度設計が重要になる。

① 最低保障年金・所得比例年金の財政分析
保険料、移行期間、出生率と最低保障年金に必要な支出額は独立した関係ではない。所得比例保険料率、最低保障年金の財源見直し、

民主党年金改革案を具体化するための課題

雇料の固定となる。するとこの保険料では、最終的な所得比例年金額はかなり少額になってしまふことになる。このため、最低保障年金の対象者が急増し、最低保障年金のための税負担がかなり大きくなる。一五％の保険料固定は引き替えに最低保障年金のための財政支出、税負担と引き替え関係になる点を理解しておく必要がある。

民主党案を現実にするために検討すべき課題は大きく制度設計、所得捕捉、移行過程の三つに分けることができる。

(1) 制度設計
長期的な財政安定性の確保にむけて、具体的な制度設計が重要になる。

① 最低保障年金・所得比例年金の財政分析
保険料、移行期間、出生率と最低保障年金に必要な支出額は独立した関係ではない。所得比例保険料率、最低保障年金の財源見直し、

そして、すでに前項でのべたように、現行制度から新制度への移行期間や少子化インパクトの吸収方法について、長期的に安定運営できる財政分析を行う必要がある。

② 支給開始年齢の見直しと高齢者雇用に関する課題
雇用継続・年金支給開始年齢によって生涯の年金受給総額が左右されないという点は、概念上の積立方式で除去できる。しかし、日本人全体の長寿化が続けば、若い世代ほど一年当たりの年金額は低下していく。これを補うためには、政策的に引退・年金受給年齢を遅らせるような誘導は不可欠であり、高齢者雇用政策との連携強化は重要になる。

③ 公的年金の給付低下分を補うための私的年金の活用
②で発生するような公的年金の給付水準を補い、高齢化により低下する貯蓄率を少しでも引き上げるため、私的年金の活用が諸外国でも行われている。英国では、職域年金のない労働者への国民年金基金の強制加入制度の導入、ドイツでもリースター年金の導入により、公的年金の給付引き下げに連

動した私的年金への税制上の優遇、スウェーデンでも所得比例年金に加え、二・五％部分の個人型積立年金が導入されている。日本においても、所得比例年金に上乘せした私的年金の充実が課題になる。

(2) 所得捕捉
所得比例年金と最低保障年金の組み合わせの「肝」は、国民全員への適用拡大と所得捕捉である。まず、最初に着手するのが、非正規労働者への徹底的な所得比例年金の適用拡大である。これは、諸外国でも行われた改革である。日本で、適用拡大を行えば、現在年金加入者の約七〇〇万人のうち六四〇〇万人はカバーできる。所得比例年金の適用拡大で、九割以上が年金一本化が成立する。その次に着手するのが自営業者とその家族の六〇〇万人である。

① 自営業者等の所得捕捉に関する課題
正社員や非正規社員は給与等で所得は把握でき、保険料も天引きできる。しかし、自営業者については、所得情報は不完全であるため、所得を低く虚偽申告し、所得比例年金を低くし、最低保障年金

また民主党案は、最低保障年金については移行期間を長くとっているのですが、すぐに財政負担が発生しないと説明している。しかし、その場合は、現在の低年金受給者、高齢貧困者を救済することはできなくなる。この問題は次の②の問題と関係する。

②年金記録問題の処理と現在の高齢貧困者の救済

民主党は年金記録問題は、被害者の補償と再発を防止するための年金手帳を交付するとしている。この点は、政府も社会保障カード導入を進めており、年金手帳も類々の機能を果たすであろう。問題は、すでに発生している年金記録は、すでに発生している年金記録問題である。ここで重要なのは、安倍政権のように記録の厳密な回復を目指しているのではなく、記録訂正を簡略化し、さらに一括補償する点である。

問題は、この補償に所得制限をつけるかどうかである。優先順位を年金記録の修復におくのか、低所得、貧困高齢者の最低所得保障を重視するか、国民の公平感を見極める必要がある。すでに高額な年金を受給しているながら、数年

分の記録が失われている人と記録問題により年金がゼロや極端に低くなっている人を同列に扱うかどうか。仮に同列に扱うとするならば、記録修復に関する虚偽申請が事後的に明らかになった場合は、厳しいペナルティーで臨むなどの工夫が必要である。この判断を誤ると国民から「年金記録回復」は「保険料の徳政令」と見なされ、政府の信頼性や公平感は低下し、深刻な混乱が発生するであろう。

さらに、年金記録問題が原因ではない低年金・貧困状態の高齢者をどのように救済するかという問題もある。本人の未納・未加入が原因であるとし、年金制度で救済しないという判断はあるが、その場合に、これらの人々は生活保護に流れ込むことになる。政府の改革案では、これらの低年金受給者に対する最低保障の議論が行われているが、民主党案では触れていない。

年金制度と他政策の連携が不可欠

本稿では、年金改革の目標、現

行制度の問題点、民主党の年金制度改革案の課題を述べてきた。民主党案にも多くの課題は残されている。

ただし、民主党案と現行制度がかけ離れたものという見方もあるが、これも正しくない。現行制度でも、被用者年金の一元化は不可欠であり、さらに非正規労働者への厚生年金の適用拡大は空洞化防止のために必要な改革である。適用拡大の程度の違いがあるが、政府の現行制度改革と同じ方向を向いている。また、最低保障年金については、政府も低年金受給者に対する税財源による上乘せ給付を検討している。

厚生年金の適用対象者を広げ、高年金受給者の基礎年金のうち税財源によって賄われている半額部分をカットし、それを原資に低年金受給者の上乗せ財源に使えば、民主党案と現行制度の距離はかなり接近する。現行制度に必要な修正を行えば、民主党案に接近していく。

少子化・長寿化といった人口構成の変化が年金制度に与える課題は、現行制度でも民主党案でも同

こまむら・こうへい

1964年生まれ。駿河台大学経済学部助教授、東洋大学経済学部助教授、教授を経て2007年4月より現職。著書に『労働経済学の新展開』（共著、2009年慶應義塾大学出版会）、『年金を選択する』（2009年慶應義塾大学出版会）、『希望の社会保障改革』（共著、2009年旬報社）、『大貧困社会』（2009年角川SSC）など多数。

じである。結局、年金制度改革だけでは改善できる範囲は限られている。政党はもともととして、国民も年金制度改革だけで「できること」と「できないこと」を峻別する必要がある。

現行制度であろうが、民主党年金改革案であろうが、年金制度を持続可能性にするためには、経済政策、産業政策、労働政策、子育て支援政策、税制、徴税システムとの連携が不可欠になる。

参考文献

Chion-Dominiczak, A and Marek, M. (2003) Commitment and Consensus in Pension Reform. In "Pension Reform, in Europe: Process and Progress", (ed. by Holzmann, R., Mitchell, O and Rutkowski, M.), World Bank Publications.